

新潟市区役所組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第35号

新潟市区役所組織規則の一部を改正する規則

新潟市区役所組織規則（平成19年新潟市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第2条東区役所健康福祉課の項を次のように改める。

健康福祉課

第2条西区役所健康福祉課の項を次のように改める。

健康福祉課

第4条健康福祉課の項中「障がい福祉係（）」の次に「東福祉事務所及び」を加える。

第5条第1項健康福祉課の項中第55号を削り、第56号を第55号とし、第57号から第93号までを1号ずつ繰り上げ、同条第1項建設課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第65号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。